

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多治見市は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

多治見市

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	<p>多治見市は、身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①身体障害者手帳交付申請に関する事務 ②身体障害者手帳の氏名・住所等の変更に関する事務 ③身体障害者手帳の返還に関する事務 ④身体障害者手帳の再交付に関する事務 ⑤身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務</p>
③システムの名称	身体障害者手帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の20の項</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第11条</p> <p>3. 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号) 第4条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施しない 〕</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :なし (身体障害者手帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (身体障害者手帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 福祉部福祉課 TEL:0572-23-5806
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 福祉部福祉課 TEL:0572-23-5806
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	申請者からのマイナンバーの提供を必須としている。申請時記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。
-------	---

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉課長 若尾 浩好	福祉課長 金子 淳	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年7月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年7月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉課長 金子淳	福祉課長	事後	様式変更に伴う
平成31年4月1日	II関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目71番地の1	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地	事後	住所地番変更
平成31年4月1日	II関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	岐阜県多治見市音羽町一丁目71番地の1	岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地	事後	住所地番変更
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策				様式変更に伴う
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の11の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第11条 3. 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号) 第4条	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の20の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第11条 3. 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号) 第4条	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (身体障害者手帳に関する事務において情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (身体障害者手帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :なし (身体障害者手帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (身体障害者手帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業		十分である。 理由:申請者からのマイナンバーの提供を必須としている。申請時記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 11最も優先度が高いとされる対策		十分である。 理由:対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。	事後	